

資料

令和4年2月28日開催
第2回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第 1号	美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について	1～ 2
議案第 2号	美瑛町個人情報保護条例の一部改正について	3～ 4
議案第 3号	丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正について	5～ 6
議案第 4号	美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	7～ 8
議案第 5号	美瑛町手数料徴収条例の一部改正について	9～10
議案第 6号	美瑛町火入れに関する条例の一部改正について	11～12
議案第 7号	美瑛町水洗便所改造及び排水設備改造補助条例の一部改正について	13～14

○規約の変更

議案第 36号	上川町村等公平委員会共同設置規約の変更について	15
---------	-------------------------	----

美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和4年4月1日をもって、地方自治法に基づく連携中枢都市圏へ移行するため、旭川市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を廃止することから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

議会の議決すべき事件から、定住自立圏に関する規定を削除し、条項の整備を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

○美瑛町議会の議決すべき事件に関する条例 新旧対照表

令和4年2月28日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (議決事件)</p> <p>第2条 【略】 (1) 基本構想(町が総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める構想をいう。)の策定、変更又は廃止</p> <hr/> <p>(2) 姉妹都市又は友好都市の提携及び解消</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (議決事件)</p> <p>第2条 【略】 (1) 基本構想(町が総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める構想をいう。)の策定、変更又は廃止 (2) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止</p> <hr/> <p>(3) 姉妹都市又は友好都市の提携及び解消</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町個人情報保護条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）が廃止されることに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

行政機関個人情報保護法が令和4年4月1日から廃止されることに伴い、引用されている法律名及び条項名を改めるもの。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

○美瑛町個人情報保護条例 新旧対照表

令和4年2月28日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) 個人識別符号 <u>個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u> _____に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4)～(6) 【略】</p> <p>第3条～第14条 【略】 (開示しないことができる保有個人情報)</p> <p>第15条 【略】 (1)～(3) 【略】 (4) 【略】 ア・イ 【略】 ウ 公務員等 (<u>国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)</u>、<u>独立行政法人等の役員及び職員</u>、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員</u>をいう。)の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>第16条～第30条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (定義)</p> <p>第2条 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)</u>第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</p> <p>(4)～(6) 【略】</p> <p>第3条～第14条 【略】 (開示しないことができる保有個人情報)</p> <p>第15条 【略】 (1)～(3) 【略】 (4) 【略】 ア・イ 【略】 ウ 公務員等 (<u>行政機関個人情報保護法第14条第2号ハに規定する公務員等</u> _____ _____ _____をいう。)の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>第16条～第30条 【略】 附則 【略】</p>

丘のまちびえいまちづくり寄附条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

ふるさと納税制度等を積極的に活用するため、個人等からの寄附金を財源として行う事業の種類を見直すとともに、地域再生計画に基づき法人からの寄附を受けて実施する事業を加えることで、寄附金を丘のまちびえいまちづくり基金に積立て、管理できるよう規定を追加するなど、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 寄附金を適正かつ効果的にまちづくりへ活用するため、寄附金を財源として行う事業の種類の規定を改める。
- (2) 寄附金を財源として行う事業の種類に、地域再生計画に基づき実施する事業を加える。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

○丘のまちびえいまちづくり寄附条例 新旧対照表

令和4年2月28日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、丘のまちびえいを応援する<u>個人、法人その他の団体</u>からの寄附金を財源としてその意向を反映した事業を推進することによって、さまざまな人々の参加による個性豊かで活力ある次世代につながるまちづくりに資することを目的とする。</p> <p>(事業の種類)</p> <p>第2条 前条に規定する寄附金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>農林業の振興並びに景観の保全及び形成に関する事業</u></p> <p>(2) <u>子育て支援及び教育環境の充実に関する事業</u></p> <p>(3) <u>保健、医療及び福祉の充実に関する事業</u></p> <p>(4) <u>芸術、文化及びスポーツの振興に関する事業</u></p> <p>(5) <u>持続可能な開発目標（SDGs）の達成のために必要な事業</u></p> <p>(6) <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の規定により認定された地域再生計画（同条第4項第2号に規定する事項について記載したものに限る。）に基づき実施する事業</u></p> <p>(7) <u>その他目的達成のために必要な事業</u></p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、丘のまちびえいを応援する<u>人々</u>からの寄附金を財源としてその意向を反映した事業を推進することによって、さまざまな人々の参加による個性豊かで活力ある次世代につながるまちづくりに資することを目的とする。</p> <p>(事業の種類)</p> <p>第2条 前条に規定する寄附金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) <u>自然環境及び景観の保全、形成に関する事業</u></p> <p>(2) <u>健康増進及び福祉の向上に関する事業</u></p> <p>(3) <u>教育・文化・スポーツ活動の充実に関する事業</u></p> <p>(4) <u>まちづくり活動の推進に関する事業</u></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(5) <u>その他目的達成のために必要な事業</u></p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

美瑛町固定資産評価審査委員会条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

行政手続のオンライン化等への対応を踏まえ、各種行政手続における町民の負担を軽減し利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

固定資産評価審査委員会における審査申出書及び口述書に係る押印の手続を不要とするため、関連条文の改正を行う。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

○美瑛町固定資産評価審査委員会条例 新旧対照表

令和4年2月28日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第3条 【略】 (審査の申出)</p> <p>第4条 【略】 2・3 【略】</p> <hr/> <p>4 【略】 5 【略】</p> <p>第5条～第10条 【略】 (口頭審理)</p> <p>第11条 【略】 2～4 【略】</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 <u>い。</u></p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>6～8 【略】</p> <p>第12条～第17条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条～第3条 【略】 (審査の申出)</p> <p>第4条 【略】 2・3 【略】</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</p> <p>5 【略】 6 【略】</p> <p>第5条～第10条 【略】 (口頭審理)</p> <p>第11条 【略】 2～4 【略】</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>6～8 【略】</p> <p>第12条～第17条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町手数料徴収条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

デジタル化の推進による町民サービスの向上のため、利用者が手数料等を納付する際に、現金のほか、クレジットカードやスマートフォンアプリによる納付が可能となるよう本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

現金納付の規定を削り、あわせて徴収の時期等に係る規定に改める。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

○美瑛町手数料徴収条例 新旧対照表

令和4年2月28日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条・第2条 【略】 (徴収の時期等)</p> <p>第3条 手数料は、前条の規定により手数料を徴収する事務に係る申請の際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者から徴収する。</p> <p>2 【略】</p> <p>第4条～第7条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第1条・第2条 【略】 (手数料の納付及び還付)</p> <p>第3条 前条に定める手数料は、現金で納付しなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>第4条～第7条 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町火入れに関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

行政手続のオンライン化等への対応を踏まえ、各種行政手続における町民の負担を軽減し利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

火入れ許可申請に係る押印の手続を不要とするため、別記様式第1号中「㊟」を削除するもの。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

○美瑛町火入れに関する条例 新旧対照表

令和4年2月28日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧								
<p>第1条～第15条 【略】 附 則 【略】 別記様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>美瑛町長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく、美瑛町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td>地区山火事予防巡視員</td> </tr> </table> </div> <p>(注) 1～3 【略】</p>	【略】	【略】	備 考	地区山火事予防巡視員	<p>第1条～第15条 【略】 附 則 【略】 別記様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">火入許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>美瑛町長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく、美瑛町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td>地区山火事予防巡視員</td> </tr> </table> </div> <p>(注) 1～3 【略】</p>	【略】	【略】	備 考	地区山火事予防巡視員
【略】	【略】								
備 考	地区山火事予防巡視員								
【略】	【略】								
備 考	地区山火事予防巡視員								

美瑛町水洗便所改造及び排水設備改造補助条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

行政手続のオンライン化等への対応を踏まえ、各種行政手続における町民の負担を軽減し利便性の向上を図るため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

水洗便所改造等補助金交付申請に係る押印の手続を不要とするため、別記様式第1号中「㊟」を削除するもの。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

○美瑛町水洗便所改造及び排水設備改造補助条例 新旧対照表

令和4年2月28日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧				
<p>第1条～第9条 【略】 附 則 【略】 別記様式第1号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">水洗便所改造等補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>美瑛町長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>美瑛町水洗便所改造及び排水設備改造補助条例第4条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので申請します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">【略】</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">【略】</td> </tr> </table> <p>※ 【略】</p>	【略】	【略】	<p>第1条～第9条 【略】 附 則 【略】 別記様式第1号（第4条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">水洗便所改造等補助金交付申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>美瑛町長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>美瑛町水洗便所改造及び排水設備改造補助条例第4条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので申請します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">【略】</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">【略】</td> </tr> </table> <p>※ 【略】</p>	【略】	【略】
【略】	【略】				
【略】	【略】				

○上川町村等公平委員会共同設置規約 新旧対照表

令和4年2月28日
第2回美瑛町議会定例会資料

新	旧																																								
<p>第1条～第13条 【略】 別表</p> <table border="0"> <tr> <td>鷹栖町</td> <td>東神楽町</td> <td>当麻町</td> <td>比布町</td> </tr> <tr> <td>愛別町</td> <td>上川町</td> <td>東川町</td> <td>美瑛町</td> </tr> <tr> <td>上富良野町</td> <td>中富良野町</td> <td>南富良野町</td> <td>占冠村</td> </tr> <tr> <td>和寒町</td> <td>剣淵町</td> <td>下川町</td> <td>美深町</td> </tr> <tr> <td>音威子府村</td> <td>中川町</td> <td>幌加内町</td> <td></td> </tr> </table> <p>大雪浄化組合 大雪消防組合 大雪清掃組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪葬斎組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合 上川広域滞納整理機構 <u>上川中部福祉事務組合</u></p>	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町		<p>第1条～第13条 【略】 別表</p> <table border="0"> <tr> <td>鷹栖町</td> <td>東神楽町</td> <td>当麻町</td> <td>比布町</td> </tr> <tr> <td>愛別町</td> <td>上川町</td> <td>東川町</td> <td>美瑛町</td> </tr> <tr> <td>上富良野町</td> <td>中富良野町</td> <td>南富良野町</td> <td>占冠村</td> </tr> <tr> <td>和寒町</td> <td>剣淵町</td> <td>下川町</td> <td>美深町</td> </tr> <tr> <td>音威子府村</td> <td>中川町</td> <td>幌加内町</td> <td></td> </tr> </table> <p>大雪浄化組合 大雪消防組合 大雪清掃組合 愛別町外3町塵芥処理組合 大雪葬斎組合 大雪地区広域連合 富良野広域連合 上川広域滞納整理機構</p>	鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町	愛別町	上川町	東川町	美瑛町	上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村	和寒町	剣淵町	下川町	美深町	音威子府村	中川町	幌加内町	
鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町																																						
愛別町	上川町	東川町	美瑛町																																						
上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村																																						
和寒町	剣淵町	下川町	美深町																																						
音威子府村	中川町	幌加内町																																							
鷹栖町	東神楽町	当麻町	比布町																																						
愛別町	上川町	東川町	美瑛町																																						
上富良野町	中富良野町	南富良野町	占冠村																																						
和寒町	剣淵町	下川町	美深町																																						
音威子府村	中川町	幌加内町																																							